

参考：A市	久留米市	説明（変更内容等）
（相談） 第13条 市は、障害を理由とする差別に関する相談（以下「差別相談」という。）に的確に対応するため、法第14条の規定に基づき、 <u>A市障害者差別相談センター（以下「差別相談センター」という。）及び地域の相談窓口を設置する。</u>	（相談） 第①条 市は、障害を理由とする差別に関する相談（以下「差別相談」という。）に的確に対応するため、法第14条の規定に基づき、 <u>必要な相談体制の整備を図るものとする。</u>	具体的な相談窓口を、下記の理由から総括的な表現に修正。 •施設等に変更を加える際に条例改正が必要になる。 •即時性確保から規則又は要綱等で規定する。
2 障害者及びその家族その他の関係者(以下「障害者等」という。)又は事業者は、 <u>差別相談センター又は地域の相談窓口</u> に対し、差別相談を行うことができる。	2 障害者及びその家族その他の関係者(以下「障害者等」という。)又は事業者は、 <u>市</u> に対し、差別相談を行うことができる。	•総括的に「市」への相談とする。 •市が相談員等の委嘱・委託を行うため不整合は生じない。
3 <u>差別相談センター及び地域の相談窓口</u> は、差別相談を受けた場合には、必要に応じて、事実の確認を行い、次に掲げる対応を行う。ただし、地域の相談窓口が差別相談を受け、第2号の対応を行う必要があると判断する場合は、差別相談センターに引き継ぎ、その対応を行う。 (1) 説明又は助言 (2) 差別相談に係る当事者間の調整（差別相談について必要な調査を含む。以下「調整」という。） (3) 関係行政機関に対する通報その他通知	3 <u>市</u> は、差別相談を受けた場合には、必要に応じて、事実の確認を行い、次に掲げる対応を行う。 (1) 説明又は助言 (2) 差別相談に係る当事者間の調整（差別相談について必要な調査を含む。以下「調整」という。） (3) 関係行政機関に対する通報その他通知 (4) 助言又はあっせんの申し立ての支援	前項と同じ理由 委員意見を反映し、 (4)に申し立て支援を追加
4 差別相談の相手方となる事業者は、障害者等が差別相談を行ったことを理由として、事業の利用を禁止し、又は制限し、その他不利益な扱いをしてはならない。	4 差別相談の相手方となる事業者は、障害者等が差別相談を行ったことを理由として、事業の利用を禁止し、又は制限し、その他不利益な扱いをしてはならない。	変更なし
5 市は、 <u>差別相談センター事業</u> の全部又は一部を障害者の相談支援を行う者に委託することができる。	5 市は、 <u>差別相談に係る業務</u> の全部又は一部を障害者の相談支援を行う者に委託することができる。	前各項に合せた変更。内容に相違点は無い。
（A市障害者差別解消調整委員会） 第14条 市長の附属機関として、 <u>A市障害者差別解消調整委員会</u> （以下「委員会」という。）を置く。	（※調整委員会） 第②条 市長の附属機関として、 <u>※調整委員会</u> （以下「委員会」という。）を置く。	名称は今後検討する
2 委員会は、市長の求めに応じて、差別相談に係る事案の解決を図るための助言又はあっせんを行う。	2 委員会は、市長の求めに応じて、差別相談に係る事案の解決を図るための助言又はあっせんを行う。	変更なし
3 委員会は、委員 <u>6</u> 人以内をもって組織する。	3 委員会は、委員 <u>〇</u> 人以内をもって組織する。	人数は今後検討する
4 委員は、 <u>学識経験者、障害者又はその家族、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、事業者を代表する者その他市長が必要と認める者のうちから、</u> 市長が委嘱する。	4 委員は、 <u>次の各号に定めるものの中から</u> 市長が委嘱する。 <u>(1) 障害者の権利擁護に関する法令又は制度について優れた識見を有する者</u> <u>(2) 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者</u> <u>(3) 学識経験者</u> <u>(4) その他市長が必要と認める者</u>	わかりやすくするため、構成する委員の属性ごとに各号を新設する。
5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。	5 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。	久留米市の附属機関を定める条例で一般的に使用される記述に変更。 内容に相違点はない。
6 委員は、再任されることができる。	6 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。	
（助言又はあっせんの申立て） 第15条 障害者等は、 <u>差別相談センター</u> が調整を行ってもなお差別相談に係る事案が解決しないときは、市長に対し、必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意思に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。	（助言又はあっせんの申立て） 第③条 障害者等は、 <u>第①条第3号に基づく調整等</u> を行ってもなお差別相談に係る事案が解決しないときは、市長に対し、必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意思に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。	第①条に合せた変更。内容に相違点は無い。
2 前項本文の規定は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の5に規定する紛争については適用しない。	2 前項本文の規定は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の5に規定する紛争については適用しない。	
（助言又はあっせんの申立てに係る調査） 第16条 市長は、前条第1項本文の申立てがあった場合において、当事者その他の関係者に対し、当該申立てに係る事実について必要な調査を行うものとする。ただし、 <u>差別相談センター</u> において、調整を行うために、既に必要な調査が行われており、かつ、当事者の同意がある場合においては、この限りでない。	（助言又はあっせんの申立てに係る調査） 第④条 市長は、前条第1項本文の申立てがあった場合において、当事者その他の関係者に対し、当該申立てに係る事実について必要な調査を行うものとする。ただし、 <u>第①条第3号に基づく調整</u> を行うために、既に必要な調査が行われており、かつ、当事者の同意がある場合においては、この限りでない。	第①条に合せた変更。内容に相違点は無い。
2 当事者その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項本文の調査に協力しなければならない。	2 当事者その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項本文の調査に協力しなければならない。	変更無し
（助言又はあっせん） 第17条 市長は、委員会に対し、前条第1項本文の調査の結果（同項ただし書の場合にあっては、その調査の結果）を通知するとともに、助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。	（助言又はあっせん） 第⑤条 市長は、委員会に対し、前条第1項本文の調査の結果（同項ただし書の場合にあっては、その調査の結果）を通知するとともに、助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。	変更無し
2 委員会は、前項の規定により助言又はあっせんを行うよう求められたときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言若しくはあっせんを行う必要がないと認めるとき又は事案の性質に照らし助言若しくはあっせんを行うことが適当でないときと認めるときは、この限りでない。	2 委員会は、前項の規定により助言又はあっせんを行うよう求められたときは、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言若しくはあっせんを行う必要がないと認めるとき又は事案の性質に照らし助言若しくはあっせんを行うことが適当でないときと認めるときは、この限りでない。	変更無し
3 委員会は、前項本文の助言又はあっせんを行うために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くこと、これらの者に資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。	3 委員会は、前項本文の助言又はあっせんを行うために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くこと、これらの者に資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。	変更無し
4 委員会は、申立てへの対応結果を当事者に通知するとともに、市長に報告するものとする。	4 委員会は、申立てへの対応結果を当事者に通知するとともに、市長に報告するものとする。	変更無し

参考：A市	久留米市	説明（変更内容等）
<p>（措置の求め）</p> <p>第18条 委員会は、差別相談に係る事案の解決を図るため、市長に対して、次の各号のいずれかに該当する者に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>(1) 正当な理由なく、あっせん案を受諾しない事業者又は受諾したあっせん案に従わない事業者</p> <p>(2) 正当な理由なく、前条第3項の調査を拒んだ障害者等又は事業者</p> <p>(3) 前条第3項の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者</p>	<p>（措置の求め）</p> <p>第⑥条 委員会は、差別相談に係る事案の解決を図るため、市長に対して、次の各号のいずれかに該当する者に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>(1) 正当な理由なく、あっせん案を受諾しない事業者又は受諾したあっせん案に従わない事業者</p> <p>(2) 正当な理由なく、前条第3項の調査を拒んだ障害者等又は事業者</p> <p>(3) 前条第3項の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者</p>	<p>変更無し</p>
<p>（勧告等）</p> <p>第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要があると認めるときは、差別相談に係る事案の解決に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 前条の規定による求めがあった場合における前条各号に掲げる者</p> <p>(2) 正当な理由なく、第16条第1項本文の調査を拒んだ障害者等又は事業者</p> <p>(3) 第16条第1項本文の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者</p>	<p>（勧告等）</p> <p>第⑦条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要があると認めるときは、差別相談に係る事案の解決に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 前条の規定による求めがあった場合における前条各号に掲げる者</p> <p>(2) 正当な理由なく、第④条第1項本文の調査を拒んだ障害者等又は事業者</p> <p>(3) 第④条第1項本文の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者</p>	<p>変更無し</p>
<p>2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる</p>	<p>2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる</p>	<p>変更無し</p>

手続規定に関する意見・整理（1／2）

区分	委員意見	質問への回答及び事務局整理 など
【1】 初期相談	<p>① 申し立て支援の記述は障害者にとって効果が大きく、記載すべき。</p> <p>② 当事者の支援のため申し立て支援があった方が良い。</p>	<p>①・② 紛争解決手続きに入る前に、必ず初期相談の対応を行います。初期相談からの事実確認調査や助言等が申し立て支援にあたるため、記載しておりませんでした。初期相談のしやすさが重要と考えています。（申し立て申請は申請書1枚程度を想定）初期相談のしやすさを向上するために、どのような相談窓口の在り方が良いか、どの様に周知するか、という施策規程関係における今後の議論と考えています。</p> <p><u>上記の考えについて、皆様にご意見を伺います。</u></p>
【2】 紛争解決	<p>① 市の差別相談の委託先をどう考えているか</p> <p>② 差別相談支援センターと具体的名称が良いのではないか</p> <p>③ 初期相談での助言は「市」としての助言、紛争解決の助は「第三者委員会」としての助言か</p> <p>④ 第三者機関は地域協議会内に置いてよいのではないか</p> <p>⑤ 守秘義務の明記が必要</p>	<p>① 現段階で具体的にございませぬ。意見交換でも「地域に必要」「数は多い必要は無いが、親身になってくれる人が必要」「窓口は多い方が良い」など、多数の意見がありました。柔軟に検討する必要があると考えます。</p> <p>② 条例は個別具体的なことを記載することは避ける方が良いと、これまでのWGでも共通の意見になったと整理しています。また、仮に個別具体的な名称や施設等を記載した場合、それらに軽微な変更が必要となった場合でも、改正のために市議会の議決が必要となり、現実的な対応が遅くなります。条例は考え方や基本的な事項を定め、個別具体的な事項は実施計画や基本方針等で整理する方が良いと考えます。</p> <p>③ そのとおりの整理です。現在でも初期相談に相当することを障害者福祉課では行っています。実際に事業所等に赴き、助言等を行っています。紛争解決の助言はより正式な助言となり、その先には勧告や公表も有り得るためより重い助言となります。</p> <p>④ 第三者機関は申立者の情報を守る観点から、高度な専門性（法曹・社会福祉士・学識等）を有する少数の委員による構成を想定しており、守秘性・専門性・機動性の3要素の確保が重要と考えています。地域協議会は委員数も30人程度の会議体であるため、3要素確保の面で課題があると考えます。</p> <p>⑤ ④の考えからも必要な事と考えられるため、加える方向で各委員のご意見を伺います。</p> <p><u>上記5点について、各委員のご意見をお願いします。</u></p>
【3】 その他	<p>① 解決の仕組みとして相談・事実調査・助言・斡旋・措置要求・勧告・公表を全て規定して欲しい</p> <p>② 入所施設や病院。本人が訴えなければ良いとするのは差別の助長になる。それらの人たちの権利擁護や地域生活の支援を条例で謳う必要がある。</p>	<p>① 全て規定していると考えています。</p> <p>② 障害を持った方の差別を無くすための条例であり、理念や目的にそれら本質の部分が規定されている条例が多い。条例をつくる会からも理念に盛り込むべき内容をいただいております。同種の事項があります。今後の議論で整理されると考えています。</p> <p><u>上記の②について、意見がございましたので、各委員の考え（〇〇市の「●●●」の規定が参考になる、など）を出し合われてはと考えるとします。</u> <u>出されたご意見は、今後の議論の際の題材にできると考えるとします。</u></p>

区分	事務局整理に対する委員意見
【1】 初期相談	<p>申し立て支援は他市の条例を確認すると、調整等でも解決しない場合に、助言・あっせんを行うように市長に対して申し立てをする際の支援なのではないかと理解しました。素案では、助言またはあっせんの申し立て権者は「障害者等」であり、「調整等を行ってもなお解決しないとき」となっています。例えば、まわりは解決したと思うケースでも、もしかしたらご本人の気持ちの中では解決していないこともあるかもしれません。そのときに、ご本人の気持ちを丁寧に聞き取るなどの支援は必要かもしれませんし、その手続き等の説明も必要かもしれません。助言、あっせんへうつるかどうかは、その先に勧告や公表もあり得るため重い手続きだと思ひます。また、本人の意思に反することが明らかであるときは申し立てが認められないという例外も規定されています。ここにおいても、ご本人の意思の確認が必要になるかと思ひます。そのため、より重さのある手続きに移行するさいの「申し立て」には支援が必要なのではないかとと思ひます。</p> <p>事前確認調査や助言等と書くだけでは、申し立て支援とわからない可能性があるため、申し立て支援と記載した方が良い。</p> <p>初期相談のしやすさが重要という観点には、賛同します。いかに有効な仕組みを持っていても、相談がしにくいような、事前にそんなイメージを相談される方がお持ちだとしたら、あるいは相談時に感じられたとしたら、ということ踏まえると、やはりしやすさを重要視するのは、同感です。周知する際には、いかに多くの人々の理解に素早くつながるかだと思ひているので、わかりやすい表現での周知をしたほうが初期相談のしやすさにはつながるのではと思ひます。それから、初期相談のあり方としては、障害を経験した人の参加や配置が、いずれにせよ望ましいと考えるとします。これもまた、初期相談のしやすさにつながると考えるからです。</p> <p>初期相談からの事実確認調査や助言等が申し立て支援にあたるため記載していなかったとありますが、申立て支援を行う旨を明記した方がよいと思ひます。</p> <p>賛成です。当事者が相談しにくい場や対応者もあるでしょう。どのように対応するかの基本形を示すことが大事だと思ひます。詳細は別記記載になるのではないのでしょうか。そのうえで、障害を持つご本人が納得できているかがカギになるのではないのかな、と感じました。</p>

【2】 紛争解決	<p>①～③について 初期相談がとても重要になると思います。だからこそ、ヒアリングにおいても、より安心して相談できる方法についてのご意見がたくさん出たと思っています。ご指摘の通り、条例で個別具体的なことを記載すると都度改正が必要になり煩雑であると思いますので、個別的事は別に整理するほうがよいと思います。</p> <p>④の少人数の委員構成の場合の構成員については、障害者側だけではなく、事業所側の方も必要なのではないかと思います。</p> <p>⑤は賛成です。</p> <p>①委託先については条例でなく実施計画や基本方針に書く方がよい。</p> <p>②同感です。</p> <p>③同感です。</p> <p>④明石市の条例では地域協議会の中にあっせん部会を設置し、あっせんに係る事務を行うことができるようになっている。あっせん部会は少人数の委員に限定するため、守秘性・専門性・機動性は確保される。地域協議会の委員はこれまでの経験から障害者差別に関する知識や情報をより多く習得し、高度な専門性を持つ委員が多いと考えられる。新たな委員会をつくるより合理的と思う。</p> <p>①数は多くなくていいが、親身になって聞いてくれる人、より寄り添って聞いてくれる人、即ち当事者の参加が必要だと考えます。</p> <p>②同意します。</p> <p>④第3者機関の配置は、どこに置いても特にこだわりはないが、その機関に所属するメンバーは、地域協議会内から選んでいいのではないかな。</p> <p>⑤必要です。</p> <p>①～④までに意見はありません。</p> <p>⑤守秘義務の明記は必要だと思います。</p> <p>① ご提案の通り、柔軟性が求められるのではないかな、と感じています。</p> <p>② 差別相談支援センターと具体的名称を挙げた際、相談しにくいというケースも出てくるのではないのでしょうか。 障害を持つご本人が相談しやすい・対応しやすい方が初期相談でしっかりと意思を汲み取ることが肝心だと思います。 その都度の改正も大変だと思いますので、柔軟に対応できるようにしておいた方がよいのでは、と思いました。</p> <p>③ 理解致しました。</p> <p>④ 同感です。 人数が多いほど、課題が出てくるだろうと思います。 ご提案のあった高度な専門性を有する方での構成が望ましいですが、さらに障害児者の理解があられる方をお願いしたいと思いました。</p> <p>⑤ 賛成です。 同行される方（合理的配慮で共にされる方）にも、守秘義務を守って頂けると安心です。</p>
【3】 その他	<p>②について 添付されていた各県や市の条例をみても、やはり「そのまち」らしさや本質が規定されていました。「害」の字を平仮名表記にするか漢字にするかという点も、その趣旨を記載してもよいのではないかなというご意見が出ていたように思います。</p> <p>また、福岡県条例では「がい」との表記になっていることから久留米の趣旨をいれてもよいのではないかなと思います。</p> <p>ヒアリングで出た各団体からのご意見なども参考にしながら久留米らしい理念や目的が規定されるといいなと思います。</p> <p>①同感です。</p> <p>②さいたま市の条例基本理念第3条第3項に入所施設や病院という語句は入っていないが、下記のとおり似た内容の文章がある。</p> <p>「障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策の推進は、障害者が市民の一員として地域において生活し、それぞれにふさわしい役割を果たすことができるよう行わなければならない。」</p> <p>②今、他市の参考資料が手元にないため、具体的にお伝えができませんが、理念に盛り込むことに賛同します。</p> <p>② 権利擁護や地域生活の支援は大きな課題であると感じています。 知らず知らずに染みついている習慣を変えるのはなかなか難しい面があります。</p> <p>一方、配慮が心地よかったり、配慮がなかったりして、社会に溶け込めずに孤立するケースもあるのではないかな、とも考えます。 地域で暮らしたい意思を守るのはもちろんですが、施設や病院で暮らす意思を選択することもあると思うので、選択（意思決定）の権利を与えることが大事になってくるのではないのでしょうか。</p> <p>また、見えにくい・閉じ込める状態を作るのではなく、オープンな関係作りを行っていく必要があると思いました。 施設や病院側に脅威を与えることなく、共に歩みよって地域で暮らすことができるような関係作りのきっかけに条例がなると良いな、と感じました。</p> <p>その他 これからも会議を行っていく中で、はっきりと久留米市の意向を明記していくことが大事になってくると思っています。</p>

(仮称)久留米市障害者差別禁止条例 手続規定検討の整理

1. 初期相談対応

自治体区分	規定	未規定	備考
都道府県	1	1	福岡県未規定
政令市	8	0	
中核市	7	1	松江市未規定

- 福岡県は初期相談の具体的規定（事実確認や調整等）無し。「相談に応じる」のみ規定。専門相談員を規定しており、実質的に事実確認や調整を行っている。
- 松江市は身体・知的障害者被害相談員や相談支援事業者等への委託を規定

2. 紛争解決規定

自治体区分	規定	未規定	備考
都道府県	2	0	未設置自治体は山形市、福島市（県条例先行施行） 県条例との兼ね合いから未規定と考えられる。 県、政令市5市、中核市1市は委員会が助言等実施 政令市2市、中核市5市は市長が助言等実施
政令市	8	0	
中核市	6	2	

- 政令市は助言・あっせんに加え、公表まで規定（横浜市は公表規定無し）
- 中核市の県条例先行自治体では公表規定無し。県条例の無い自治体で公表規定あり。

3. 調整委員会の設置

自治体区分	規定	未規定	備考
都道府県	2	0	未設置自治体は山形市、福島市 両市とも、県が先行して条例施行済 ※明石市は差別解消支援地域協議会内に部会設置
政令市	8	0	
中核市	6	2	

- 紛争解決（助言・あっせん等）を規定する自治体は設置している。
- 透明性・公平性の確保、自治体が行う行政行為の根拠となる。

4. 検討

(1) 初期相談

- 初期相談を規定しない自治体もある。
- 初期相談での迅速な解決が初動としては必要不可欠。

(2) 紛争解決の手続きの県条例との整合性

- 福岡県条例に紛争解決の手続きが規定あり。（久留米市民・事業者も対象。）
- 県条例先行の中核市では、紛争解決の規定無い（山形・福島）
- 現状では、県条例と市条例の双方に紛争解決の手続規定がある場合が多数となっている。
- 県条例が先行し施行されている場合でも、支障は無いと考えられる。

5. 条例草案としての整理

A市条例を参考とし、手続規定の草案を作成する。

(考え方)

- 初期相談を規定し、事実確認等を条例に基づく対応に位置付ける。
- 県条例・市条例双方に規定があるケースが多数となっている現状を踏まえ、久留米市条例に紛争解決の手続きを規定する。
- A市を参考に禁止規程を作成、及びA市は手続規定も全て規定されている。

(仮称) 久留米市障害者差別禁止条例 手続規定 比較表

区分	県(2)		政令指定都市(8)								中核市(8)								説明	
	長崎	福岡	仙台	さいたま	横浜	新潟	名古屋	広島	福岡	北九州	青森	秋田	山形	福島	八王子	明石	和歌山	松江		
施行年月	H26.4	H29.3	H28.4	H23.4	H28.4	H28.4	H31.4	R02.10	H31.1	H29.12	H29.4	H30.4	H29.4	R02.4	H24.4	H28.4	H28.4	H28.10	先行側を網掛け	
(参考:県条例施行)			無	H28.4	無	無	H27.12	無	H29.10	H29.10	無	H31.4	H28.4	H31.4	H30.10	無	無	無		
調整委員会等	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	無し	無し	設置	地域協議会内	設置	設置	設置有無	
初期相談	当 相談先	県	県	市	市	市	市・相談機関	市	市	市	市	市	市	市	市	市・相談機関	市	市	規定がある場合○印	
	事実確認		相談に応じるのみ			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		相談員に 対応委託 相談員設置を規定
	市の対応	○		○				○	○	○	○		○	○	○					
	調整等	○		○		○		○	○	○			○	○	○					
	通告等	○	相談員設置を規定					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
他支援	申立支援		申立支援		○	申立支援		○			○	○		○		申立支援				
紛争解決手続	当 申立先	知事	委員会	委員会	市長	市長	市長	市長	市長	市長	市長	市長	×	×	市長	市長	市長	市長	規定がある場合○印 各手続を行う者を実施者の欄に記載 各手続きの根拠(起点)を根拠の欄に記載 福岡市のみ指導の規定あり 指導の具体的記載は無し 助言あつせんと同等と考慮される ※法令で市に指導の権限は与えられていない 紛争解決手続の色分の意味は実施者の別桃…市長 緑…委員会	
	事実調査				○			○	○	○					○	○	○	○		
	実施者				市長			市長	市長	市長					市長	市長	市長	市長		
	助言	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	○		
	実施者	委員会	委員会	委員会	委員会		市長	委員会	市長	市長	委員会	市長	市長			市長		市長		
	根拠	知事の求め	当事者の申立	当事者の申立	市長の求め		委員会の答申	市長の求め	委員会の答申	委員会の意見	市長の求め	委員会の答申	委員会の答申			委員会の答申	委員会の答申	委員会の答申		
	あつせん	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×	○	○	○		
	実施者	委員会	委員会	委員会	委員会	委員会	市長	委員会	市長		委員会	市長	市長			市長	委員会	市長		
	根拠	知事の求め	当事者の申立	当事者の申立	市長の求め	市長の付託	委員会の報告	市長の求め	委員会の答申		市長の求め	委員会の答申	委員会の答申			委員会の答申	市長の求め	委員会の答申		
	指導	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×		
	実施者									市長										
	根拠									委員会の意見										
	措置要求	○	○	○	○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×		
	実施者	委員会	委員会	委員会	委員会			委員会			委員会					委員会				
	要求先	知事	知事	市長	市長			市長			市長					市長				
勧告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○			
実施者	知事	知事	市長	市長	市長	市長	市長	市長	市長	市長	市長	市長			市長	市長	市長			
根拠	委員会の要求	委員会の要求	委員会の要求	委員会の要求	委員会の報告	応じない時	委員会の要求	応じない時	委員会の意見他	委員会の要求	委員会の要求	委員会の要求	応じない時	応じない時	応じない時	委員会の報告	応じない時			
公表	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○			
その他	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×			
実施者																市長				
根拠																解消しない時				